

〈前橋市建築指導課からのお知らせ〉

飲食店・物品販売店

などテナントの関係者、建物所有者、工事施工者のみなさま

⚠️ 既存建築物をご活用の際は、**建築士**にご相談ください。⚠️

当初は適法だった建物でも、不適切な工事や使用により法令違反の状態となり、利用者の安全がおびやかされてしまうことがあります。

改修工事（リニューアル工事）

建築確認申請が必要ない内装等の改修についても、**自らの責任で建築基準法、消防法等の様々な基準に適合させる必要があります。**

用途変更

利用用途の変更により、適用される基準が厳しくなる場合があります。

- 200㎡を超えて、飲食店・物品販売店などに変更する場合、建築確認申請が必要です。建築主事または指定確認検査機関が計画の適法性をチェックします。
- 200㎡以下でも、自らの責任で建築基準法、消防法等の様々な基準に適合させる必要があります。

増築工事

原則、簡易な構造でも屋根を有するものは建築物と扱われます。

増築する場合は、建築確認申請が必要です。

- ・ 防火指定のない地域で、10㎡以内の増築であれば、手続きは必要ありません。ただし、手続きが必要ない場合でも法律に適合させる必要があります。

▼ テナント関係者・建物所有者のみなさま

計画や工事が適法となるよう十分に注意してください。

▼ 工事施工者のみなさま

適法な建築物となるよう、建物所有者等に適切なアドバイスをお願いします。

⚠️ 建築基準法の重大な違反をした場合・・・⚠️

- ・ 是正するよう**命令**を受け、**公表**されることがあります。
- ・ **罰則**を受けることがあります（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）。

【裏面あり】

よくある違反事例

1. 内装制限・排煙

壁や天井を燃えやすい木材・壁紙等に改修してしまい、火災の危険性が高くなってしまった。

➡ 建物全体の規模や用途によっては、火の急速な拡大や煙の発生を抑えるため、使用できる材料が制限される場合があります。

2. 非常用の照明装置

スケルトン（壁・柱・天井・床等の構造躯体のみの）状態から内装工事をしたが、非常用の照明装置を設置せず、避難上危険な状態になってしまった。

➡ 飲食店・物品販売店には、避難の安全確保のため、火災や停電時に足元を照らす照明装置が必要です。（屋外への出口等が近い場合は、緩和されることがあります。）

3. 防火区画

階段の鉄製扉を木製扉に改修した。

➡ 階段の鉄製扉は、火や煙の拡大を防ぐために設置されている場合があります。また、開け放し状態では危険な場合があります。

4. 小規模な増築

倉庫が必要だったため、建物の屋上や敷地内に簡易な増築をした。

➡ 地域、建物の規模・用途により基準が異なります。増築する場合は、建物全体の構造に合わせた仕様にする必要があります。

⚠ 法令などに違反している建築物は、**自らの責任で直さなければなりません**。是正には**多額の費用**を要することもあります。改修工事や用途変更等は、建築士に相談するなど慎重に計画しましょう。

このリーフレットは、令和2年6月10日時点の法令に基づき記載していますが、今後、法改正等が行われる場合は変更されることがあります。

お
問
合
せ
先

- 建築基準法に関する相談
建築指導課審査監察係 : 027-898-6754
- 消防法に関する相談
消防局予防課設備指導係 : 027-220-4508
- 建築士に関する相談
(一社) 群馬県建築士事務所協会中央支部 : 027-255-1333
(一社) 群馬建築士会前橋支部 : 027-252-3051
(一社) 群馬県建設業協会前橋支部 : 027-252-3051
(一社) 群馬県建築構造設計事務所協会 : 027-386-8145